

議案第 86 号

米原市議会議員および米原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部
を改正する条例について

米原市議会議員および米原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改
正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成 30 年 11 月 30 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

公職選挙法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 66 号）等の公布に伴い、米原市議会議
員の選挙における選挙運動用ビラの作成に係る経費を公費負担とするため、この案を提出する
ものである。

米原市議会議員および米原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部
を改正する条例

米原市議会議員および米原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成 17 年
米原市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「米原市長の選挙における法第 142 条第 1 項第 6 号のビラ」を「米原市議会議員お
よび米原市長の選挙における法第 142 条第 1 項第 6 号のビラ」に改める。

第 2 条中「本条、第 4 条から第 6 条まで、第 11 条、第 13 条および第 14 条において」を削
る。

第 7 条中「米原市長の選挙における候補者(以下本条、第 9 条および第 10 条において「候補
者」という。)」を「候補者」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の米原市議会議員および米原市長の選挙における選挙運動の公費負
担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される米原市議会議員の
選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された米原市議会議
員の選挙については、なお従前の例による。

米原市議会議員および米原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項および第143条第15項の規定に基づき、米原市議会議員および米原市長の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用、<u>米原市議会議員および米原市長の選挙における法第142条第1項第6号のビラ</u>(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成ならびに米原市議会議員および米原市長の選挙における法第143条第1項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担)</p> <p>第2条 米原市議会議員および米原市長の選挙における候補者(以下「候補者」という。)は、第6条に規定する額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により本市に帰属することとならない場合に限る。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項および第143条第15項の規定に基づき、米原市議会議員および米原市長の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用、<u>米原市長の選挙における法第142条第1項第6号のビラ</u>(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成ならびに米原市議会議員および米原市長の選挙における法第143条第1項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担)</p> <p>第2条 米原市議会議員および米原市長の選挙における候補者(以下本条、<u>第4条から第6条まで、第11条、第13条および第14条</u>において「候補者」という。)は、第6条に規定する額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により本市に帰属することとな</p>	<ul style="list-style-type: none"> 米原市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成に係る経費を公費負担とすることに伴う改正 本則に規定する「候補者」の定義を「米原市議会議員および米原市長の選挙における候補者」とすることに伴う改正

<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p> <p>第7条 <u>候補者</u>は、第10条に規定する額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>	<p>らない場合に限る。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p> <p>第7条 <u>米原市長の選挙における候補者(以下本条、第9条および第10条において「候補者」という。)</u>は、第10条に規定する額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>	<p>・第2条の改正により、候補者の定義を行ったことに伴う改正</p>
--	--	-------------------------------------